

「万博を契機とした人権啓発業務」 に係る企画提案公募要領

万博開催年である 2025 年は、戦後 80 周年を迎え、一人ひとりが恒久平和への誓いを新たにするとともに、「平和」や「人権」について改めて考える節目の年である。この機に、大阪府では、SDGs 達成のプラットフォームであり「いのち」をテーマに据えた万博会場において、来場者が楽しみながら平和や人権尊重社会の実現といった、世界共通の目標について考える啓発事業を実施する。

本事業については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集する。

1 業務名

万博を契機とした人権啓発業務

(1)業務の趣旨・目的

別紙「企画提案公募仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり。

(2)事業概要

仕様書のとおり。

(3)委託上限額

16,343,000 円(消費税及び地方消費税含む)

うち、動画制作費 1,430,000 円(消費税及び地方消費税含む)

※本件業務の執行は、業務に係る予算が大阪府議会において議決され、その予算の執行が可能となることにより行うものとする。

※動画の制作については、上記に加え、法務省の令和7年度人権啓発活動地方委託事業として事業承認されることにより行うものとする。

2 スケジュール

令和7年2月18日(火)	公募開始
令和7年2月26日(水)	説明会
令和7年3月5日(水)	質問受付締切
令和7年3月19日(水)	提案書類提出締切
令和7年4月3日(木)	選定委員会
令和7年4月中旬頃	契約締結・業務開始
令和7年8月1日(金)	人権啓発イベントの実施
令和7年9月30日(火)	業務終了

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体(以下「共同企業体」という。)であること。なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前

の例によることとされる同法による改正前の民法(明治 29 年法律第 89 号)第 11 条に規定する準禁治産者

- ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - エ 民法第 17 条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第 32 条第1項各号に掲げる者
 - ク 地方自治法施行令第 167 条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者(同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (2) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第 33 条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。)、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第 41 条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。)、金融機関から取引の停止を受けている者、その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (7) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。
- ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則(令和 2 年大阪府規則第 61 号。以下「暴力団排除措置規則」という。)第3条第1項に規定する入札参加除外者(以下「入札参加除外者」という。)
 - イ 暴力団排除措置規則第9条第1項に規定する誓約書違反者(以下「誓約書違反者」という。)
 - ウ 暴力団排除措置規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (8) 府を当事者の一方とする契約(府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。)に関し、入札談合等(入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成 14 年法律第 101 号)第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。)を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。
- (9) 平成 31 年 4 月 1 日からこの公示の日までの間に、類似のイベント企画・実施業務について誠実に履行を完了した実績を有すること。

4 応募の手続き

本業務の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布方法

人権企画課ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070020/jinken/banpaku/koubo.html>

※窓口、郵送、メール等による配布は行いません。

イ 受付期間

令和7年2月18日(火)から令和7年3月19日(水)正午まで

(午前9時30分から午後5時まで。正午から午後1時を除く。)

ウ 提出方法

書類は、受付場所に持参もしくは郵送してください。

※持参する場合は、事前に電話連絡をお願いします。

※郵送する場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法をとったうえで、郵送後に電話連絡をお願いします。令和7年3月19日(水)正午必着でお願いします。

エ 受付場所

大阪府府民文化部人権局人権企画課 教育・啓発グループ

住 所:大阪市住之江区南港北1-14-16大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー)38階

電話番号:06-6210-9281

オ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて提案事業者の負担とします。

(2) 応募書類

ア 応募申込書(様式1:正本1部、副本10部)

イ 企画提案書(様式2:正本1部、副本10部)

ウ 応募金額提案書(様式3:正本1部、副本10部)

エ 事業実績申告書(様式4:正本1部、副本10部)

※平成31年4月1日から公示日までの間に実施した同種又は類似の業務実績。

なお、その詳細が分かる資料がある場合は別途提出してください。

(様式自由:正本1部、副本10部)

オ 共同企業体で参加の場合

①共同企業体届出書(様式5:1部)

②共同企業体協定書(写し)(様式6:1部)

③委任状(様式7:1部)

④使用印鑑届(様式8:1部)

カ 誓約書(参加資格関係)(様式9:1部)

キ 事業実施体制の組織表(様式自由:正本1部、副本10部、各構成員の役割分担等が明示されているもの)

【添付書類】(正本1部を提出してください。共同企業体は全ての構成員分を提出してください)

ケ 定款又は寄付行為の写し(1部、3ヶ月以内の日付で原本証明をしたもの)

コ ①法人登記簿謄本(1部)[法人の場合]

・発行日から3カ月以内のもの(コピーは不可)

②本籍地の市区町村が発行する身分証明書(1部)[個人の場合]

・発行日から3カ月以内のもの(コピーは不可)

・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの

③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明(1部)[個人の場合]

・発行日から3カ月以内のもの(コピーは不可)

・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明

サ 納税証明書(各1部、未納がないことの証明:発行日から3ヶ月以内のもの。コピーは不可)

①大阪府の府税事務所が発行する府税(全税目)の納税証明書

・大阪府内に事業所がない場合は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。

②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

シ 財務諸表の写し(1部:最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分)

①貸借対照表

②損益計算書

③株主資本等変動計算書

ス 障がい者雇用状況報告書の写し(1部)

①常時雇用労働者数が40.0人以上の事業主の場合

・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主(常時雇用労働者数が40.0人以上)に義務化されている「障害者雇用状況報告書(様式第6号)」の写し

・令和6年6月1日現在の状況について記載したもので本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの(インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出して下さい。)

②常時雇用労働者数が40.0人未満の事業主の場合

・「障がい者の雇用状況について」(様式10)

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

ア 応募は1者1提案とします(共同企業体構成員として参加する場合を含む)。

イ 応募書類はカラーとモノクロのどちらでも可とします。また、副本については、提案者名及び提案者が特定できる情報(代表者、社章、所在地、電話番号等)を黒塗りする等して、提出してください。

ウ 応募書類の提出に際しては、正本、副本それぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出してください。応募書類のうちア～エについては電子媒体(USBメモリ等)での提出もお願いします。

エ 正本の表紙及び背表紙には提案業務タイトルと提案団体名を記入してください。

＜記入例＞「万博を契機とした人権啓発業務」提案書 株式会社〇〇(団体名)

オ 書類提出後の差し替えは認めません(大阪府が補正等を求める場合を除く)。

カ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

キ 既に発表済の既存事業や、国及び地方公共団体等から補助金等を受けて実施する事業と、本業務とを合体させた提案については審査の対象としません。必ず、本業務オリジナルの提案としてください。

5 説明会

本業務の詳細に関する説明会を開催します。提案予定者は可能な限り参加してください。

(1) 開催日時

令和7年2月26日(水) 10時から11時まで(約1時間)

(2) 開催場所

大阪府咲洲庁舎38階 府民文化部会議室

(3) 申込方法

・「事業者向け説明会参加申込書」に必要事項を記入のうえ、電子メールでお申込みください。

・電子メールの件名は「【説明会申込】万博を契機とした人権啓発業務(商号又は名称)」と明記してください。

・電子メール送信後、必ず電話連絡(06-6210-9281)をお願いします。(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時30分から午後5時まで。正午から午後1時を除く。)

・電子メール以外(口頭、電話等)による申込は受付けません。

※会場の都合により、1者につき2名まででお願いします。

※本公募要領等資料は各自で持参ください。

※障がい等により配慮を希望される方は事前にご相談ください。

※説明会では質問を受付けません。質問がある場合は下記「6 質問の受付」の方法により提出してください。

(4) 説明会への申込期限及び申込先

令和7年2月25日(火)午後5時まで

電子メール送信先:大阪府府民文化部人権局人権企画課 教育・啓発グループ

電子メールアドレス:jinken@sbox.pref.osaka.lg.jp

6 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から令和7年3月5日(水)午後5時まで

(2) 提出方法

「万博を契機とした人権啓発業務」質問票(様式11)により、電子メールで受付けます。

(メールアドレス:jinken@sbox.pref.osaka.lg.jp)

その際、件名に「【質問】万博を契機とした人権啓発業務(商号又は名称)」と明記してください。

ア 電子メール送信後、必ず電話連絡(06-6210-9281)をお願いします。

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時30分から午後5時まで。正午から午後1時を除く。)

イ 電子メール以外(口頭、電話等)による質問は受付けません。

ウ 質問への回答は人権局人権企画課ホームページ(※)に掲示し、個別には回答しません。(電話等による問い合わせにも回答しません。)

(※)人権局人権企画課ホームページ:

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070020/jinken/banpaku/koubo.html>

7 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者(及び次点者)を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、選定委員による合議の上、これを決定します。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行います。

※プレゼンテーションには、パワーポイント等の機材は使用できませんので、ご了承ください。

ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しません。なお、審査内容に係る質問や異議は一切受付けません。

エ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
(1)人権啓発イベントの企画・実施	ア. 全体の企画・運営 ・本事業の趣旨・目的や内容等を正しく理解したうえで、イベントに参加した人の人権意識が高まる企画が提案されているか ・来場者のうち、子どもや学生など、若い世代が楽しめる企画内容となっているか ・来場者や出演者の負担が軽減されるような暑さ対策が検討されているか ・雨天時を想定したイベントが企画されているか ・外国人旅行者をはじめとする様々な来場者が参加可能なものであるか ・実現可能な企画内容になっているか イ. ステージや広場を活用した人権啓発イベント ・参加者が人権や平和、多様性を尊重する事の大切さを意識できる内容になっているか ・そのうちフィナーレとなるイベントは、参加者が一体感をもって参加できて心に残る内容になっているか	40点
(2)人権啓発動画の制作・放映	ア. 動画の制作 ・来場者の興味を引き、見た人の行動変容に繋がるような、人権や平和をテーマにしたものとなっているか ・多言語字幕やノンバーバル等、様々な来場者が視聴可能なものであるか ・イベント終了後にも、万博のレガシーとして今後の人権施策に活用できるものになっているか イ. 動画の放映 ・来場者に動画を見てもらえるような工夫が凝らされているか ・ステージ上での動画の放映にあたり、上記(1)の人権啓発イベントの妨げとならないような配慮がなされているか	20点

(3)本事業に係る効果的な広報手法の立案・実施	・ステージや広場の近くを通りかかった人や空き時間のできた人にも気軽に参加できるような誘引がされているか ・来場者のうち、特に若い世代の興味を惹くインパクトのある手法となっているか ・当日来場していない人にとっても人権や平和について考える機会となるよう、メディアやSNSを効果的に活用したものとなっているか	10点
(4)運営体制及びスケジュール	・本業務(提案内容)を円滑かつ確実に実施できる運営体制(緊急時の体制含む)となっているか ・大阪府が独自で考案したイベントについて、大阪府と連携が取れる体制になっているか ・スケジュールは行程ごとに妥当な時間配分がなされ、業務完了に至るまでの過程が明確であるか ・イベント当日に外国語対応が可能な体制が確保できているか	20点
(5)障がい者雇用	・常用労働者 40.0人以上:法定雇用障がい者数を超える障がい者を雇用しているか ・常用労働者 40.0人未満:1人以上障がい者を雇用しているか	5点
(6)価格点	《価格点の算定式》 満点(5点)×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格 (上記計算式で算出した数値の小数点以下第2位を四捨五入する)	5点
合計点		100点

(3) 審査結果

ア 最優秀提案事業者(契約交渉の相手方)が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全提案事業者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を人権局人権企画課ホームページ(※)において公表します。応募が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。

(※)人権局人権企画課ホームページ:

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070020/jinken/banpaku/koubo.html>

① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点

＊品質点・価格点を配点した場合の価格点・提案金額

② 全提案事業者の名称 ＊申込順

③ 全提案事業者の評価点 ＊得点順 内容は①に同じ

④ 最優秀提案事業者の選定理由 ＊講評ポイント

⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由

⑥ その他(最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由)

(4) 審査対象からの除外(失格事由)

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の提案事業者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

- ウ 事業者選定終了までの間に、他の提案事業者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。
- (2) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。
- (3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書(様式12)を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。
- (4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
 - イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。
 - ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
 - イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額(発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格)の8割に相当する金額による。
 - ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関(銀行を除く。)をいう。以下この項において同じ。)が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。
 - エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。
 - オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。
 - カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。
- (7) (6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。
 - ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約(保険金額は、

契約金額の 100 分の5以上)を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。

- イ 大阪府財務規則(昭和 55 年大阪府規則第 48 号)第 68 条第3号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出(国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模(当該契約金額の7割以上)の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき)。

9 その他

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守してください。